

○江別市男女共同参画審議会規則

平成21年5月1日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、江別市男女共同参画を推進するための条例（平成21年条例第5号）第20条第6項の規定に基づき設置する、江別市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募により選出した者

(組織)

第3条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会は、審議会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、審議会への出席、意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第5条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。
- 3 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長がこれを指名する。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長に事故があるときは、部会の委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月21日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。